

(高等裁判所経由)

札地裁民訟第103号

(組ろー05)

平成25年2月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

札幌地方裁判所長 佐久間 邦 夫

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、本日付け札幌地方裁判所民事首席書記官作成の報告書のとおりです。

添付書類

2月26日付け札幌地方裁判所民事首席書記官作成「執行官事務査察の結果について(報告)」

平成25年2月26日

札幌地方裁判所長 殿

札幌地方裁判所民事首席書記官 安達 哲也

執行官事務査察の結果について（報告）

平成24年度に実施した標記の査察（自庁査察及び全庁査察）結果は、下記のとおりです。

記

第1 実施日、被査察庁及び査察事務担当者

別紙第1「執行官自庁事務査察日程及び査察事務担当者」及び別紙第2「執行官全庁事務査察日程及び査察事務担当者」のとおり。

第2 重点査察事項

- 1 帳簿及び物品管理票の備付け及び使用に関する事項
- 2 事件の処理に関する事項
- 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 6 執行官室の運営に関する事項

第3 査察の結果

1 事務全般について

本年度の査察は、第2に記載の重点査察事項を中心に、執行官の事務処理全般について実施した。その結果、2に記載する事項以外で特に報告を要すると判断される事項はなかった。

2 重点査察事項について

(1) 帳簿及び物品管理票の備付け及び使用の関する事項

いずれも正しく備え付けられ、使用に関しても特段問題となる点は見られなかった。

(2) 事件の処理に関する事項

ア 執イ（動産執行）事件関係

全庁の申立件数は620件で前年の972件と比べ36%の減少となっている。各庁の内訳をみると、前年並みの件数を維持しているのは岩見沢支部のみで、次いで減少幅の少ないのが滝川支部15%減で、本庁は全庁と同じ36%減となっているが、小樽及び苫小牧の2支部は50%以上の激減となっている。終局事由としては、84%が換価不可能あるいは無剰余を理由とする執行不能であり、9%が取り下げとなっている。

事件処理としては、本庁、支部とも原則として予納金納付後1週間以内の臨場、臨場3回ないし4回で解錠執行を行っていて、適正迅速に処理されている。

イ 執ロ（建物明渡等）事件関係

全庁の申立件数は、563件で前年の722件と比べ22%の減少となっている。各庁の内訳をみると、岩見沢支部及び小樽支部は前年よりも増加しているが、本庁は23%の減少、室蘭支部が43%の減少、浦河及び岩内の2支部が50%以上の減少となっている。

事件種別による内訳は、不動産等引渡が480件（85%）、自動車等引渡が45件（8%）、代替執行が12件（2%）、担保不動産収益執行管理人等の事件は17件（3%）となっており、このうち自動車等引渡のみ前年の40件から5件（13%）の増加となっている。

執ロ事件は、全体の73%が完了、3%が執行不能、24%が取り下げで終了している。

不動産引渡・明渡事件の処理については、予納金納付日から2週間以内

の催告実施、催告から1か月経過する日を引渡期限と定め、その期限内での明渡執行完了という基本的なスケジュールに沿った処理がされている。

担保不動産収益執行事件については、原則として執行官が管理人となり、執行裁判所と連携をとりながら、迅速な処理に向けた取り組みを行っている。一時、特定の当事者に関する事件が多く係属したが、対象の不動産が競売により売却されたことなどにより係属件数は落ち着きを見せている。

ウ 執ハ事件関係

全庁の申立件数は、81件で前年の102件と比べ21%の減少となっている。各庁の内訳をみると、岩見沢、滝川、浦河及び岩内支部は前年よりも増加し、室蘭支部が前年と同数、本庁が25%の減少、小樽支部が50%の減少、苫小牧支部が71%の減少となっている。

執ハ事件は90%が仮処分に基づく執行となっており、その大部分は自動車の引渡の断行の仮処分、建物等に対する占有移転禁止の仮処分であり、結果は39%が執行完了、21%が執行不能、40%が取下げとなっている。

事件処理状況について問題となる点は見当たらなかった。

エ 現況調査事件

管内全体の現況調査命令は1,005件で前年の1,251件と比べ20%の減少となった。現況調査報告書は概ね期限内に提出されている。複雑困難事案等、当初の期限に提出することが難しいことが判明した場合には、事前に執行裁判所にその旨の報告を行い、提出期限の延長や調査方針などについて協議を行うなどにより、適正な事務処理が行われている。

(3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

特段問題となる事務処理は見受けられなかったが、今後、執行調書の記載方法が本庁と支部とで異なっている部分の統一を図っていくことを確認した。

(4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に事務処理がされている。

(5) 執行官室の運営に関する事項

ア 支部執行官室の運営経費をまかなうことを目的として、平成23年11月から、全執行官の不動産売却手数料以外の手数料収入の一部のプール制を導入したところであるが、その後も事件数の減少により手数料収入が減少しており、支部執行官室の運営にあたっては厳しい状況が続いている。

浦河支部の事務員については、[REDACTED]からパートタイムとし、
[REDACTED]再雇用を行っている。

イ 執行官室の事務員に対する指導、監督は適切に行われており、執行官、事務員とも、それぞれが十分な責任感をもってそれぞれの立場に応じて事務処理に当たっている。

(6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

いずれについても、正しく事務処理が行われており、特段問題となる点はなかった。

(別紙第 1)

平成24年度執行官自庁事務査察日程及び査察事務担当者

実施年月日（曜）	被査察庁	査察事務担当者（監督官・監督補佐官等）	
		官 職	氏 名
平成24年6月25日（月）	本 庁	裁判官（部総括） 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 民事首席書記官 民事次席書記官 民事次席書記官 総括主任書記官 民事訟廷管理官 民事訟廷副管理官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 主 任 書 記 官 事 務 局 長 出 納 課 長 出納課課長補佐	見 米 正 松阿彌 隆 田岡 薫 征 篠原 敦 小島 祥 吾 伊藤 彰 須田 浩 志 村上 啓 司 菅野 福 道 横谷 正 博 岩崎 一 彦 笹谷 敏 千山 肇 雄 山室 全 菅原 典 卯城 賢 松村 英 甲斐 裕 佐々木 克 中 西 巳 俊之博
平成24年6月4日（月）	岩 見 沢 支 部	支 部 長 庶 務 課 長 主 任 書 記 官	峯 戸 俊 水 白 康 白 佐 隆 圭 一
平成24年6月14日（木）	滝 川 支 部	支 部 長 代 理 庶 務 課 長	小 西 圭 須 磨 敬 一
平成24年6月15日（金）	室 蘭 支 部	支 部 長 庶 務 課 長 主 任 書 記 官	坂 口 裕 俊 千 葉 博 志 佐 伯 泰 成 修 生
平成24年6月12日（火）	苫 小 牧 支 部	支 部 長 庶 務 課 長 主 任 書 記 官 庶務係長兼会計係長	守 山 修 生 福 原 茂 東 森 美 矢 井 上 和 子 也
平成24年6月7日（木）	浦 河 支 部	支 部 長 代 理 庶 務 課 長	都 野 道 紀 盛 岡 幸 雄
平成24年6月13日（水）	小 樽 支 部	支 部 長 庶 務 課 長 主 任 書 記 官	遠 藤 遠 路 田 代 康 濱 端 任
平成24年6月19日（火）	岩 内 支 部	支 部 長 代 理 庶 務 課 長	上 原 三 佳 斉 藤 勇

(別紙第2)

平成24年度執行官全庁事務査察日程及び査察事務担当者

実施年月日(曜)	被査察庁	査察事務担当者(監督官・監督補佐官等)	
		官 職	氏 名
平成24年12月3日(月)	本 庁	裁判官(部総括)	見 米 正
		裁 判 官	松阿彌 隆
		裁 判 官	田岡 薫
		裁 判 官	篠原 敦
		民事首席書記官	小島 祥
		民事次席書記官	伊藤 彰
		民事次席書記官	高柴 浩
		総括主任書記官	村上 啓
		民事訟廷管理官	菅野 福
		民事訟廷副管理官	横谷 正
		主任書記官	岩崎 一
		主任書記官	菅原 典
		主任書記官	笹谷 敏
		主任書記官	卯城 賢
		主任書記官	千葉 雄
		主任書記官	松村 英
		事務局 長	甲斐 裕
平成24年11月9日(金)	岩 見 沢 支 部	出 納 課 長	佐々木 克
		出納課課長補佐	中西 克
		裁 判 官	篠原 敦
		総括主任書記官	村上 啓
		民事訟廷副管理官	横谷 正
	滝 川 支 部	主任書記官	卯城 賢
		主任書記官	松村 英
		出 納 課 長	佐々木 克
		総括執行官補佐	金子 日出夫
		裁 判 官	篠原 敦
平成24年11月28日(水)	室 蘭 支 部	総括主任書記官	村上 啓
		主任書記官	卯城 賢
		出納課課長補佐	佐々木 克
		総括執行官	中 康
		裁判官(部総括)	見 米 正
平成24年10月31日(水)	苫 小 牧 支 部	民事次席書記官	高柴 浩
		民事訟廷副管理官	横谷 正
		主任書記官	菅野 敏
		出納課課長補佐	中西 克
		総括執行官	随 康
平成24年10月24日(水)	浦 河 支 部	裁 判 官	篠原 敦
		民事次席書記官	村上 啓
		出 納 課 長	高柴 浩
		出納課課長補佐	佐々木 克
		総括執行官	随 康
平成24年10月16日(火)	小 樽 支 部	裁 判 官	松阿彌 隆
		民事次席書記官	高柴 浩
		民事訟廷管理官	菅野 福
		主任書記官	菅原 典
		出納課課長補佐	中西 克
平成24年11月14日(水)	岩 内 支 部	総括執行官補佐	金子 日出夫
		裁 判 官	見 米 正
		総括主任書記官	村上 啓
		出 納 課 長	佐々木 克
		総括執行官	随 康

(高等裁判所経由)

函地裁民訟第34号

(組ろー05)

平成25年2月18日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

函館地方裁判所長 笹野明義

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、別添の執行官事務の査察結果記載のとおりです。

平成24年度

執行官事務の査察結果
(自庁査察及び全庁査察)

函館地方裁判所

平成24年6月25日

函館地方裁判所長 殿

函館地方裁判所執行官監督官 鈴木 尚 久

執行官事務の査察（自庁査察）の結果について
標記の査察を下記のとおり実施しました。

記

第1 査察実施日

平成24年6月22日（金）

第2 査察事務担当者

監督官	部総括裁判官	鈴木 尚 久
監督補佐官	事務局長	堀 江 賢
同	民事首席書記官	木 村 秀 行
同	事務局会計課長	黒 畑 享 三
同	民事訟廷管理官	高 橋 直 希
同	主任書記官	前 原 聡 明

第3 被査察者

函館地方裁判所執行官	寅 松 敏 郎
同	阿 部 舜 造
同	紺 野 陽 一

第4 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

5 執行官室の運営に関する事項

第5 査察結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 動産執行等（執イ）、不動産引渡し等（執ロ）、仮差押え等（執ハ）事件

5月31日現在の各事件の未済件数は別紙のとおりであり、各事件ともおおむね迅速で適正な事務処理がなされていた。

(2) 強制管理事件及び収益執行事件

収益執行事件のうち、執行裁判所からの終局連絡に基づいた収支報告書の提出まで半年を要した事件が1件あったことから、今後報告は速やかに行うよう指導した。

(3) 現況調査事件

5月31日現在の現況調査報告書の未提出分のうち、提出期限後のものは期限後7日以内の1件のみと、おおむね迅速で適正な処理がなされていた。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

適正に作成されていた。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理されていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

保管金の提出者還付手続について、終局日から48日を経過して還付手続を行ったものが1件あったので、今後は終局後直ちに還付手続を行うよう指導した。なお、査察対象期間中に保管物の取扱いはない。

5 執行官室の運営に関する事項

事務員に対する指導、監督等、特に問題となるような事項は見受けられなかった。

以 上

(別紙)

未 済 事 件 の 状 況

函館地方裁判所

事 件		未 済 総 数	未 済 期 間					5年を 超える もの
			6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	
執 イ	動産執行	2	2					
	動産競売							
執 ロ	不動産引渡し	8	8					
	動産引渡し							
	代替執行	2	2					
執 ハ	仮差押え							
	仮処分	2			2			
	破産等保全処分							

平成24年6月21日

函館地方裁判所長 殿

函館地方裁判所江差支部長代理 矢 口 俊 哉

執行官事務の査察（自庁）の実施について

標記の査察を下記のとおり実施しました。

記

1 査察実施日

平成24年6月21日

2 査察事務担当者

監 督 官 支部長代理 矢 口 俊 哉

監督補佐官 庶務課長 建 部 幸 雄

3 被査察者

執 行 官 紺 野 陽 一

4 査察結果

別紙のとおり

(別紙)

第1 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 4 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 5 執行官室の運営に関する事項

第2 査察結果

- 1 事件の処理に関する事項

査察基準日現在、別紙様式のとおり長期未済事件はなく、執行の着手は、概ね予納金納付後の直近執務日になされている。

- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

いずれも適正に作成されていた。

- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

- 4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金及び保管金は適正に処理されていた。査察対象期間中の保管物はない。

- 5 執行官室の運営に関する事項

執行官は常駐せず、月2回（原則その月の7日及び21日、ただし当日が休日等の場合は、翌日以降の平日執務日。）、函館地裁本庁からてん補して事件を処理している。当支部では執行官事務取扱書記官が事件の受理及び保管金提出書交付等を行い、直ちに事件記録等を本庁執行官室へ送付している。

(別紙様式)

未 済 事 件 の 状 況

函館地方裁判所 江差支部

事 件		未 済 総 数	未 済 期 間					
			6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5年を 超える もの
執 イ	動産執行	3	3					
	動産競売							
執 ロ	不動産引渡し							
	動産引渡し							
	代替執行							
執 ハ	仮差押え							
	仮処分							
	破産等保全処分							

(組ろー 05)

平成25年2月18日

函館地方裁判所長 殿

函館地方裁判所執行官監督官 鈴木 尚 久

執行官事務の査察（全庁査察）の結果について（報告）

標記の査察を下記のとおり実施しました。

記

第1 査察実施日

1 本庁

平成24年12月18日（火）

2 江差支部

平成24年12月25日（火）

第2 査察事務担当者

1 本庁

監督官	部総括裁判官	鈴木 尚 久
監督補佐官	事務局長	堀 江 賢
同	民事首席書記官	木 村 秀 行
同	事務局会計課長	黒 畑 享 三
同	民事訟廷管理官	高 橋 直 希
同	主任書記官	前 原 聡 明

2 江差支部

監督官	部総括裁判官	鈴木 尚 久
監督補佐官	事務局会計課長	黒 畑 享 三

同 民事訟廷管理官 高 橋 直 希

同 総括執行官 寅 松 敏 郎

第3 被査察者

1 本庁

函館地方裁判所総括執行官 寅 松 敏 郎

同 執行官 阿 部 舜 造

同 同 紺 野 陽 一

2 江差支部

函館地方裁判所江差支部執行官 紺 野 陽 一

同支部執行官事務取扱書記官 建 部 幸 雄

第4 重点査察事項

1 事件の処理に関する事項

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

5 執行官室の運営に関する事項

第5 査察結果

1 事件の処理に関する事項

- (1) 動産執行等（執イ）、不動産引渡し等（執ロ）、仮差押え等（執ハ）
事件につき、本庁の平成24年11月30日現在の各事件の未済件数は
別紙のとおりであり、江差支部については、該当がなかった。

各事件とも適正な処理がなされており指摘事項等はない。

- (2) 本庁の現況調査事件につき、査察日前の11月30日時点では、調査
報告書の未提出分24件のうち、提出期限を超えている事件は、提出期
限後7日以内1件、15日以内1件、1月以内1件及び3か月以内1件
であったが、いずれも査察日前後には提出されており、おおむね適正な

事務処理がなされていた。

2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

(1) 本庁につき

ア 建物明渡し事件記録において，即日執行行為が完了しなかった場合は，同期日の調書を作成すべきところ（執行官提要第5版126ページ），同期日と続行された期日とを併せて1期日調書として作成していた。今後，同様の事案については別期日として各別に調書を作成するよう指導した。

イ 記録中に保管不要の執行官作成のメモが編てつされていたことから，今後は編てつをしない扱いとするよう指導した。

ウ [REDACTED] について，同じ棚に事件記録とその他の書籍等が混在して保管されていたことから，紛失防止のため，棚を分けて保管するよう指導した。

(2) 江差支部については，適正に作成されており，指摘事項等はなかった。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

本庁，江差支部とも適正に処理されている。

4 予納金，保管金及び保管物に関する事項

本庁，江差支部とも適正に処理されている。

5 本庁執行官室の運営に関する事項

出勤簿と登庁簿の記載事項に齟齬が見られたことから，今後は適正に記録・管理するよう指導した。

以上

(別紙)

未 済 事 件 の 状 況

函館地方裁判所 支部

事 件		未 済 総 数	未 済 期 間					
			6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5年を 超える もの
執 イ	動産執行	6	6					
	動産競売							
執 ロ	不動産引渡し	2	2					
	動産引渡し							
	代替執行	2	2					
執 ハ	仮差押え	1	1					
	仮処分	1	1					
	破産等保全処分							

(高等裁判所経由)

旭地裁民訟第80号

(組ろ-05)

平成25年2月20日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

旭川地方裁判所長 奥 田 正 昭

平成24年度執行官事務査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、別紙のとおりです。

(別紙)

第1 査察実施日及び査察担当者

1 自庁査察

(1) 本庁

ア 査察実施日

平成24年6月25日(月)

イ 査察担当者

執行官監督官	民事部総括裁判官	田口治美
執行官監督補佐官	事務局長	中山訓伸
同	民事首席書記官	玉置孝幸
同	民事次席書記官	大谷正美
同	民事訟廷管理官	中村英揮
同	主任書記官	木下勉
同	主任書記官	石戸谷渉
同	会計課長	尾谷公孝

(2) 名寄支部

ア 査察実施日

平成24年7月13日(金)

イ 査察担当者

執行官監督官	旭川地方裁判所名寄支部長	佐伯恒治
執行官監督補佐官	同	庶務課長 鈴木賢司

(3) 紋別支部

ア 査察実施日

平成24年6月14日(木)

イ 査察担当者

執行官監督官	旭川地方裁判所紋別支部長	小林謙介
--------	--------------	------

執行官監督補佐官 同

庶務課長 中 村 洋 二

(4) 留萌支部

ア 査察実施日

平成24年6月20日(水)

イ 査察担当者

執行官監督官 旭川地方裁判所留萌支部長 岡 本 利 彦

執行官監督補佐官 同 庶務課長 川 村 嘉 明

(5) 稚内支部

ア 査察実施日

平成24年6月21日(木)

イ 査察担当者

執行官監督官 旭川地方裁判所稚内支部長 立 野 みすず

執行官監督補佐官 同 庶務課長 清 水 裕 二

2. 全庁査察

(1) 査察実施日

平成24年12月17日(月)

査察実施場所を本庁として全庁分を対象に一括実施

(2) 査察担当者

執行官監督官	総括裁判官	田 口 治 美
執行官監督補佐官	事務局長	鈴 木 浩 二
同	民事首席書記官	玉 置 孝 幸
同	民事次席書記官	大 谷 正 美
同	民事訟廷管理官	中 村 英 揮
同	主任書記官	木 下 勉
同	主任書記官	石 戸 谷 渉
同	事務局会計課長	河 端 英 也

第2 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 4 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項（本庁のみ）
- 6 執行官室の運営に関する事項（本庁のみ）

第3 査察の結果

1 事務全般について

本年度の査察は、執行官の事務処理全般について重点査察事項を中心に実施した。その結果、下記に記載した指摘・指導した事項以外については、特記すべき指摘事項はなく、本庁、支部共に事務全般について、関係法規、通達等に基づいた適正迅速な事務処理が行われていた。

2 重点査察事項について

(1) 事件の処理に関する事項

ア 動産執行事件は、本庁、支部共に著しい減少傾向が続き、平成24年11月末の未済件数が全庁で6件（本庁4件、稚内2件）という状況にある。当庁執行官には、他庁に比して出張に時間を要する広大な区域を管轄としていることを踏まえた上で、迅速な処理を求めているところであるが、本庁管轄の事件については、予納金納付後概ね1週間、多少複雑な事件で概ね2週間で執行に着手しており、支部管轄の事件についても概ね2週間程度で執行に着手されている等、迅速かつ適正な処理が維持されていた。また、6か月を超える長期未済事件は存在しない。

イ 建物明渡等申立事件は昨年度からやや増加傾向にあるが、いずれの事件

においても迅速な催告及び法定期間内の執行が行われ、適正な執行がなされていた。本庁において申立後6か月を超える長期未済事件となっている4件は、いずれも執口として立件される担保不動産収益執行と強制管理事件であり、それ以外に6か月を超える長期未済事件は存在しない。

ウ 仮差押、仮処分事件の処理は、適正になされていた。紋別支部で6か月を経過する未済となった動産仮差押の本執行は、現在、事件が札幌地方裁判所（平成24年（ワ）第[REDACTED]号）で訴訟手続進行中（主張整理段階）である。

エ 現況調査については、平成24年度も命令件数が減少している状況であり、現況調査報告書は期限までに提出されていた。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

動産執行申立書に、債務者の住所として住民票上の現住所と債務名義上の住所が記載されているが、提出された住民票には債務名義上の住所が表示されていないことから、債務名義上の債務者と執行債務者の同一性が疎明されていなかった。

(3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理がなされており、査察において特に指示する事項はなかった。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

動産執行事件で売却した代金を債権者に交付する際、債権者からの請求書には、「買受人（保管金）」と記載され、保管金受払票には「売却代金〇〇に払渡し」としているが、いずれも法139条1項の弁済金であるから「弁済金」とすべきである。

(5) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

ア 紋別支部平成22年度強制執行等事件簿（執ハ）第1号の結果欄に、「23年度移記」との記載があるが、備考欄に記載すべきである。また、移記された事件簿の年度が、平成22年となっているが、平成23年の間

違いであり、備考欄には、「22年度から移記」と記載するよう指導した。

(6) 執行官室の運営に関する事項

執行官室の運営等において問題等が生じたときは、その都度、総括執行官と首席書記官が打合せを行い、また、競売担当裁判官（部総括裁判官を含む。）、全執行官、首席書記官、次席書記官、主任書記官、競売担当書記官をメンバーとする執行官室との打合せでそれぞれ検討しており、査察において特に指示する事項はなかった。

(高等裁判所経由)

釧路地裁民訟第45号

(組ろ-05)

平成25年2月20日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

釧路地方裁判所長 林 圭 介

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、添付の報告書のとおりです。

添付書類

2月19日付け釧路地方裁判所民事首席書記官作成「執行官事務査察の結果について(報告)」

平成25年2月19日

釧路地方裁判所長 殿

釧路地方裁判所民事首席書記官 菅 原 誠

執行官事務査察の結果について（報告）

平成24年度に実施した標記の査察（自庁査察及び全庁査察）結果は、下記のとおりです。

記

第1 査察日程及び査察事務担当者

別表第1の1及び第1の2記載のとおり

第2 重点査察事項

1 自庁査察

- (1) 事件の処理に関する事項
- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (5) 現況調査事務処理（提出状況等、根室支部及び網走支部を除く。）
- (6) 執行官室の運営に関する事項
- (7) 執行官の使用する事務員に関する事項

2 全庁査察

- (1) 事件の処理に関する事項
- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (4) 現況調査事務処理（提出状況等）

- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 執行官室の運営に関する事項
- (7) 執行官室の事務員に関する事項

第3 査察の結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 動産執行事件の処理状況

全庁査察時の調査結果は、次のとおりであり、着手までに時間を要している案件が数件見られるものの、おおむね迅速に処理されている。

ア 本庁

- (ア) 事件記録18件（建物明渡事件との併用事件5件を除く）について、
予納金が納付されてから執行着手までの期間を調査したところ、8日を
要したものが1件あるのみで、他はいずれも7日以内に着手していた。
- (イ) (ア)の事件について、執行着手から終局までの期間を調査したところ、
おおむね1か月以内に終局していた。

イ 帯広支部

- (ア) 事件記録26件（建物明渡事件との併用事件1件を除く）について、
予納金が納付されてから執行着手までの期間を調査したところ、全件7
日以内に着手していた。
- (イ) (ア)の事件について、執行着手から終局までの期間を調査したところ、
おおむね1か月以内に終局していた。

ウ 網走支部

- (ア) 事件記録3件について、予納金が納付されてから執行着手までの期間
を調査したところ、2件は7日以内に着手され、1件は予納金納付前に
執行に着手していた。当該事件記録には、執行着手前に債権者から予納
金納付日を確認する電話聴取書が作成されていたので、特段、指摘等は
行わなかった。

- (イ) (ア)の事件について、執行着手から終局までの期間を調査したところ、全件1か月以内に終局していた。

エ 北見支部

- (ア) 事件記録14件について、予納金が納付されてから執行着手までの期間を調査したところ、債権者の都合により7日超えて執行に着了したものが1件あるのみで、他は全件7日以内に着手していた。

- (イ) (ア)の事件について、執行着手から終局までの期間を調査したところ、いずれも1か月以内に終局していた。

オ 根室支部

- (ア) 事件記録3件について、予納金が納付されてから執行着手までの期間を調査したところ、全件7日以内に着手していた。

- (イ) (ア)の事件について、執行着手から終局までの期間を調査したところ、全件1か月以内に終局していた。

(2) その他の事件の処理状況

ア 北見支部

自動車引渡仮処分事件について、予納金納付前に執行に着している事案が1件あった。債権者からは「既に予納金を振り込んだ。」旨の回答を得ていたが、その事実は記録化されておらず、会計担当者にも確認がされていなかった。今後は、予納金納付後に執行に着手することを原則とし、それ以外の場合にはその経過について電話聴取書を作成するなど記録上明確にするよう指示した。

イ 次の(3)に記載するほかに長期未済事件はなく、各庁において適正な事務処理がされている。

(3) 長期未済事件の状況

係属3か月を超える未済事件の状況は別表第2の1及び第2の2記載のとおりである。長期化は、いずれも執行官の事務遅滞等に起因するものではな

い。

2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

(1) 記録及び調書

いずれの庁においても適正に処理されており，特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 帳簿諸票

ア 本庁

平成23年度の物品保管票綴りが，帳簿・諸票等保存簿に登載されていなかった。

イ 帯広

物品保管票の「払渡し」欄の「事由」について，具体的返還事由が記載されずに，執行官の認印が押印されていた。

ウ 網走支部，北見支部及び根室支部

適正に処理されていた。

(3) 執行官収支明細簿及び会計帳簿諸票

ア 適正に記載されており，特に指摘すべき事項はなかった。

イ 収支は本庁で総括執行官が管理しており，適正に処理されていた。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

いずれの庁においても適正に処理されており，特に指摘すべき事項はなかった。

4 予納金，保管金及び保管物に関する事項

(1) 予納金については，いずれの庁においても事件終局後速やかに還付手続がとられていた。その他，保管金に関する事務は，適正に処理されており，指摘すべき事項はなかった。

(2) 保管物はなかった。

5 現況調査事務処理（提出状況等）

- (1) いずれも報告書提出期限を超える現況調査未済件数はなく、迅速に処理されている。
- (2) 本庁の執行官（兼務の山本執行官を除く。）については、現況調査報告書案の事前提出（提出期限の1週間前までに案を提出させ、書記官が内容を点検の上、本提出をさせている。）及び月1回の執行官ミーティング（執行官2名と部総括裁判官、民事首席書記官、民事訟廷管理官、執行担当主任書記官及び執行担当書記官2名が参加）を通じて、進ちよく状況を確認し、あるいは、執行官の疑問事項についても、執行裁判所との協議ができる態勢を構築している。今後も、適正、かつ迅速に報告書を提出させるべく、指導、監督していく方針である。

6 執行官室の運営に関する事項

(1) 本庁

運営経費の適正を確保するための工夫等として、特殊な支出（大きな備品、パソコン等。なお、コピー機はリース。）については、他の執行官全員の意見を聞いた上、決定している。また、毎月の手数料の振り込みと同時期に、その月の経費の内訳書を送付している。

執行官室の備品の整備状況としては、昨年中にカラーコピー機、パソコンの更新、無停電電源装置及びバックアップ機器、農地の現況調査用にGPSを利用した距離測定器を3台購入した後には新たな整備はない。

(2) 帯広支部及び北見支部

いずれも特にないが、備品等について必要な物は、ほぼ備え付けられている。

7 執行官室の事務員に関する事項

(1) 本庁

執行官は、事務員同士の会話を聞きながら、会話中の疑問点や処理の仕方で分からないことがあった場合に、その都度、説明するなどして指導してい

る。特に、新任の事務員に対しては、事務の根拠を丁寧に説明するよう心掛けています。なお、根室支部の事務処理についても本庁の事務員が行っているが、当該事件の管轄について、本庁か根室支部かを間違えないように指示している。

(2) 帯広支部

事務処理は適正・迅速である。また、各種調書や現況調査報告書についても事務員にダブルチェックをさせており、指摘も的確である。

(3) 北見支部

完全なものではないが、事務員用の事務処理要領を作成している。加えて、事務処理上の疑問点等があった場合は、その都度執行官に相談する姿勢が身に付いており、一緒に文献を調査したりしながら処理を行っている。また、確定記録の保存前に点検を行い、気がついた点があれば、その都度執行官が指導している。

以 上

(別表第1の1)

執行官事務査察（自庁査察）実施日及び査察事務担当者

査察実施日	被査察庁	査察事務担当者（監督官，監督補佐官）			
		官 職	氏 名		
平成24年 6月19日（火）	釧路本庁	民事部総括判事 事 務 局 長 民事首席書記官 民事訟廷管理官 主 任 書 記 官 会 計 課 長	河 津 菅 大 中 田	本 幡 原 橋 村 中	晶 恭 里 正 夏 子 行 誠 美 則 樹
平成24年 6月12日（火）	帯広支部	支 部 長 上席主任書記官 主 任 書 記 官	井 齋 佐	上 藤 木	博 仁 千 代 喜 史 美
平成24年 6月6日（水）	網走支部	支 部 長 上席主任書記官 主 任 書 記 官	梶 佐 青	浦 崎 山	義 直 嗣 浩 人
平成24年 6月4日（月）	北見支部	支 部 長 上席主任書記官 主 任 書 記 官	鈴 駒 太	木 込 田	秀 雄 剛 孝 賢 人
平成24年 6月28日（木）	根室支部	支 部 長 主 任 書 記 官	平 小	手 泉	健 達 太 郎 也

(別表第1の2)

執行官事務査察（全庁）実施日及び査察事務担当者

査 察 実 施 日	被査察庁	担当者（監督官，監督補佐官等）		備 考
		官 職	氏 名	
平成24年 12月18日（火）	本 庁	民事部総括判事 事務局 長 民事首席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 事務局会計課長	河 本 晶 子 富 所 猛 男 菅 原 誠 大 橋 里 美 中 川 賢 也 田 中 夏 樹	
平成24年 11月20日（火）	帯広支部	民事部総括判事 民事訟廷管理官 主任書記官 総括執行官 事務局会計課長	河 本 晶 子 大 橋 里 美 中 川 賢 也 岩 佐 富士雄 田 中 夏 樹	
平成25年 1月23日（水）	網走支部	民事部総括判事 主任書記官	河 本 晶 子 中 川 賢 也	
平成25年 1月22日（火）	北見支部	民事部総括判事 民事首席書記官 主任書記官 総括執行官 事務局会計課長	河 本 晶 子 菅 原 誠 中 川 賢 也 岩 佐 富士雄 田 中 夏 樹	
平成24年 11月16日（金）	根室支部	民事部総括判事 主任書記官	河 本 晶 子 中 川 賢 也	

(別表第2の1)

係属3月を超える未済事件調査表

(平成24年5月31日現在)

庁 名	事 件 番 号	事 件 名	未 済 事 由
釧路本庁	22(執口)19	強制管理	現在、地代を徴収中であり、平成25年2月に配当を予定している。
	22(執口)20	強制管理	同上
帯広支部	23(執イ)39	動産執行	23.7.9動産執行を実施したが、債務者は請求異議、執行停止申立て。■■■■一審判決あるも控訴中。
網走支部	該当事項なし		
北見支部	該当事項なし		
根室支部	該当事項なし		

(別表第2の2)

係属3月を超える未済事件調査表

(本庁平成24年11月30日現在、帯広支部及び根室支部平成24年10月31日現在、網走及び北見支部平成24年12月31日現在)

庁 名	事 件 番 号	事 件 名	未 済 事 由
釧路本庁	22(執口)19	強制管理	現在、地代を徴収中であり、平成25年2月に配当を予定している。
	22(執口)20	強制管理	同上
	24(執口)17	収益執行	現在、賃借人5名から賃料を徴収中であり、平成25年1月に配当を予定している。
帯広支部	該当事項なし		
網走支部	該当事項なし		
北見支部	該当事項なし		
根室支部	該当事項なし		